

平成 25 年 5 月 29 日

各 位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 北村 邦太郎
(コード番号: 8309 東大名)
問合せ先 常務執行役員財務企画部長 西村 正
(TEL: 03-3286-8187)

海外募集による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、海外募集による自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【海外募集による自己株式の処分の目的及び理由】

当社は、本年 3 月に公的資金返済に伴い自己株式 467,292,000 株を取得、うち 250,000,000 株について消却を実施し、残る金庫株については自己資本状況・市場評価・戦略投資の機会等を踏まえた上で対応方針を判断することとしておりました。

足元の経済環境・市場環境を踏まえ、グローバルに活動する金融機関として国内外の競争環境も厳しさを増すなか、健全性を強化しつつ収益力の更なる向上を実現するため、戦略的投資や効果的な資産拡大の基礎となる資本基盤を拡充することとしたものです。

記

海外募集による自己株式の処分

- (1) 募集株式の種類及 当社普通株式 217,000,000 株
び数

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては日本国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

- (2) 処分価格（払込金額）の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式と同様のブックビルディング方式により、平成 25 年 5 月 29 日（水）から平成 25 年 5 月 31 日（金）までの間のいずれかの日（以下、「処分価格決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、処分価格決定日に決定する。
- (3) 募集方法 海外市場における募集（ただし、米国においては、1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。以下、「本件募集」という。）とし、Goldman Sachs International 及び J.P. Morgan Securities plc を共同主幹事引受会社とする引受人（以下、「引受人」と総称する。）に、全株式を総額個別買取引受けさせる。
- (4) 申込株数単位 1,000 株
- (5) 払込期日 平成 25 年 6 月 13 日（木）
- (6) 株式受渡期日 平成 25 年 6 月 14 日（金）
- (7) 処分価格（払込金額）その他本件募集に必要な一切の事項の決定及び手続きの実施については、取締役社長又はその選任する代理人に一任する。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による自己株式の処分に
関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものでは
ありません。なお、本件においては日本国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込
の勧誘を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、
1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。
米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は
当社より入手することができます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国
内で公募を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

1. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数 (平成 25 年 5 月 29 日現在)	218,240,098 株
処分株式数	217,000,000 株
処分後の自己株式数	1,240,098 株

2. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本件募集による自己株式の処分に係る差引手取概算額 93,780,000,000 円（見込）については、当面、三井住友信託銀行株式会社への預け金に充当し、グループの事業資金として活用する予定であります。

なお、差引手取概算額は、平成 25 年 5 月 28 日（火）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本件募集による自己株式の処分に伴う当期業績予想の変更はありません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営方針の一つと位置付け、業績に応じた株主利益還元策を実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

普通株式配当につきましては、連結当期純利益に対する配当性向 30%程度を目処とする方針を掲げております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上を図るべく、財務基盤の一層の強化及び収益力強化に向けた取り組みに活用してまいります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による自己株式の処分に
関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではあ
りません。なお、本件においては日本国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の
勧誘を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、
1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。
米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は
当社より入手することができます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国
内で公募を行うことを予定しておりません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	(第10期) 平成23年3月	(第1期) 平成24年3月	(第2期) 平成25年3月
1株当たり連結当期純利益	28.51円	38.54円	31.27円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	普通株式 8.00円 (4.00円)	普通株式 8.50円 (4.00円) 第1回第七種優先 株式 42.30円 (21.15円)	普通株式 9.00円 (4.25円) 第1回第七種優先 株式 42.30円 (21.15円)
実績連結配当性向	28.1%	30.3%	28.8%
自己資本連結当期純利益率	7.2%	9.6%	7.5%
連結純資産配当率	2.0%	2.1%	2.0%

- (注) 1. 当社は、平成23年4月1日付で住友信託銀行株式会社(現：三井住友信託銀行株式会社)との間で株式交換による経営統合を行い、事業年度を「第1期」に変更しております。
2. 各決算期の1株当たり連結当期純利益は、連結当期純利益から当該決算期の優先株式配当金総額を控除した金額を期中平均発行済普通株式数(自己株式を除く。)で除した数値です。
3. 各決算期の実績連結配当性向は、当該決算期の普通株式配当金総額を、連結当期純利益から当該決算期の優先株式配当金総額を控除した金額で除した数値であります。なお、第1期については、経営統合に係る連結会計上の一過性損益である「負ののれん発生益」を除いて算出しております。
4. 各決算期の自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益金額から当該決算期の優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結自己資本額で除して算出しております。
5. 各決算期の連結純資産配当率は、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首1株当たり連結純資産と期末1株当たり連結純資産の平均)で除した数値です。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員に対して、以下のとおりストックオプションとして新株予約権を付与しています。なお、発行済普通株式総数に対する下記の交付株式残数の比率は、0.01%となる予定です。

(注) 下記交付株式残数がすべて新株式で交付された場合の潜在株式の比率となります。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては日本国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

ストックオプションの付与状況（平成 25 年 5 月 29 日現在）

発行取締役会決議	交付株式残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成 23 年 6 月 29 日	286, 000 株	400 円	231 円	平成 25 年 7 月 26 日から 平成 33 年 7 月 25 日まで
平成 24 年 6 月 28 日	260, 000 株	400 円	217 円	平成 26 年 7 月 18 日から 平成 34 年 7 月 17 日まで

（注）新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額は、新株予約権の行使により新株式を発行する場合の 1 株当たりの払込金額及び資本組入額です。

（3）過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	（第 10 期） 平成 23 年 3 月	（第 1 期） 平成 24 年 3 月	（第 2 期） 平成 25 年 3 月	（第 3 期） 平成 26 年 3 月
始 値	351 円	296 円	268 円	442 円
高 値	383 円	306 円	469 円	649 円
安 値	233 円	219 円	188 円	410 円
終 値	295 円	264 円	443 円	467 円
株価収益率	10.34 倍	6.84 倍	14.16 倍	—

（注） 1. 当社は、平成 23 年 4 月 1 日付で住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）との間で株式交換による経営統合を行い、事業年度を「第 1 期」に変更しております。
 2. 株価は全て株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものです。
 3. 平成 26 年 3 月期（第 3 期）の株価については、平成 25 年 5 月 28 日（火）現在で表示しております。
 4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成 26 年 3 月期（第 3 期）については、未確定のため記載しておりません。

（4）過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による自己株式の処分に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本件においては日本国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社より入手することができます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国国内で公募を行うことを予定しておりません。

(5) ロックアップについて

本件募集に関連して、当社は、本件募集に関する引受契約の締結日に始まり本件募集に係る払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、引受人の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、本件募集による自己株式の処分、単元未満株式売渡請求権の行使による自己株式の交付、当社の会社組織再編に伴う当社普通株式の交付、株式分割または株式無償割当てによる当社普通株式の交付、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びストックオプションとして発行された新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

(6) 安定操作について

本件募集に関する安定操作は行いません。

以上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の海外募集による自己株式の処分に
関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではあ
りません。なお、本件においては日本国内における募集又は売出しは行われません。この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の
勧誘を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、
1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。
米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は
当社より入手することができます。これには当社及び当社の経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国
内で公募を行うことを予定しておりません。